

## 厚生産業委員会所管事項

- ・第7回 市民のみなさんと市議会議員との意見交換会 (R2.2/8 午前の部「ごみの分別・ごみの減量」  
市民の方、午後の部「立川の未来」市内在住・在学の中高校生) でいただいたご意見

意見	現状
<p>高齢者等ゴミ出し困難者へのあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ヘルパーさん等支援する側の困難さ</li> <li>・認知症の方への対応</li> <li>・粗大ゴミを出す際の、高齢者、視覚障がい者への対応 (障害者手帳のコピー、文字の記入)</li> <li>・混入ゴミの分別の大変さ(役員さん等)</li> </ul>	<p><b>【ごみ対策課】</b></p> <p>本市では、集合住宅にお住まいで「要介護3～5までのいずれかである方のみで構成される世帯」や「身体障害者手帳1級または2級である方のみで構成される世帯」、「精神障害者者手帳1級である方のみで構成される世帯」、「上記世帯に準ずると市長が認める世帯」でゴミ出しが困難な方を対象にごみ出し支援を実施しています。</p> <p>高齢者を支援する方等から「要件を緩和してほしい」、「収集される日の朝にごみを玄関前に出すのは大変」などのご意見をいただいております。</p> <p>今後は、他市の状況などを研究し、要件の見直しなどを含め制度のあり方について検討していきます。</p> <p><b>【高齢福祉課】</b></p> <p>地域包括支援センターが行う「ちょこっとボランティア」にてごみ出し支援を実施しております。通勤・通学途中にちょこっと家庭訪問していただき、玄関先からごみの排出先まで運搬する内容です。平成31年度は247件の活動がありました。ごみ出しに関するごみ対策課との連携は、認知症等がありごみの出し方において心配なことがあれば、在宅支援係に連絡をいただき、見守り訪問を行い、必要に応じて支援につなげています。</p>

意見	現状
<p>地域のつながりづくりや子どもたちの居場所づくりを</p> <p>・地域、学生、立川市と分けるのではなく、すべてが一つになるようなイベントを</p> <p>・ジュニア・リーダーの研修増を</p>	<p><b>【地域文化課】</b></p> <p>現在、参加者を特に分けずに開催しているイベントにつきましては、今年度9回を数え、開催されている「立川いったい音楽まつり」があります。</p> <p>このお祭りは、毎年5月に市民有志による実行委員会形式で開催され、参加者はプロ、アマ、学生、社会人問わず公募により約300の団体が市内各所で音楽を演奏するお祭りです、毎年約6万人の方が来場されております。</p> <p>さらに、毎年夏に開催される「よいと祭り」や市民祭、商人祭、農業祭等と一緒に「たちかわ楽市」、「市民オペラ」など、地域、学生、立川市と分けずに市民、団体が一緒になって開催されているイベントも多くあります。</p> <p>今後も、若い皆さん方には、積極的に様々なイベントに参加したり、イベントをお手伝いするサポーター等になっていただけることを期待しております。</p> <p><b>【子ども育成課】</b></p> <p>ジュニア・リーダーの研修は、立川市レクリエーション協会、立川市子ども会連合会から選任された委員等から組織されている立川市ジュニア・リーダー研修事業推進委員会にて企画、立案、運営等を行っています。</p> <p>ジュニア・リーダーが地域の子どもの手本となり、また地域など様々な場面で活動の中心となれるようカリキュラムを組んでいます。今年度は、新型コロナウイルス感染症による影響で、年少者のハケ岳宿泊研修は中止、中高生の研修は研修回数を縮小して実施としています。頂いたご意見を踏まえ、研修を受けて良かったと思ってもらえるよう今後も取り組みを進めます。</p>

意見	現状
<p>スポーツ・運動が伸び伸びとできる環境を増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校庭や陸上競技場へ全天候型トラック導入</li> <li>・スポーツ施設の利用時間の緩和</li> </ul>	<p>【スポーツ振興課】</p> <p>立川公園陸上競技場につきましては、現在保留としている改修工事の実施に向け、入札環境を注視しつつ、施工時期や内容の精査を行っています。</p> <p>その中で、走路の表層材につきましても、利用者・利用団体のご意見を参考にさせていただき、検討してまいります。</p> <p>【スポーツ振興課】</p> <p>令和元年10月の台風第19号で冠水被害を受け、利用停止していた多摩川緑地野球場につきましては、関係団体の皆様から同野球場が復旧するまでの間、市内野球グラウンド施設の利用開始時間を早めるようにとの要望をいただきました。</p> <p>このため、本年3月の1か月間、他野球場の開始時間を1時間早める対応をいたしました。今後も、利用時間の緩和につきましては、検討してまいります。</p> <p>市民体育館の利用時間につきましては、泉市民体育館は、9時から23時まで、柴崎市民体育館は9時から22時までとなっております。現在のところ、両館における利用時間の緩和は考えておりません。</p>

意見	現状
<p>たばこ対策</p> <p>・駅付近の某店の喫煙コーナーのそばを通ると、とてもたばこが気になる</p>	<p><b>【健康づくり担当課】</b></p> <p>令和2年4月1日に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、2人以上の人が利用するあらゆる施設で、原則「屋内禁煙」となりました。</p> <p>屋外については規制はありませんが、施設の管理者には受動喫煙が生じないようにする配慮義務があります。現在は、ご意見のような状況は改善されているものと思います。</p> <p>市としては、法と条例の普及啓発を市報や市ホームページなどにより、また、イベントにおける肺年齢測定会や健康教室等における普及啓発を行っています。</p> <p>市施設については、全面施行に合わせ一部の施設を除き原則「敷地内禁煙」としました。事業所や飲食店への周知啓発は東京都（多摩立川保健所）が主に行っています。この法や条例に違反した場合は、保健所による指導・助言・勧告・公表・命令・立入検査の他、過料の対象となる旨規定しています。違反する施設が見受けられた場合、市は多摩立川保健所と情報共有等を行い、対策について検討しています。</p> <p><b>【環境対策課】</b></p> <p>屋外のたばこ対策については、平成20年6月に喫煙マナーの徹底により喫煙者と非喫煙者が共存でき、安全で快適な生活環境を確保することを目的に、「立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例」を施行しています。条例により、市内全域の道路や公園などでの歩行喫煙とたばこのポイ捨ては禁止、立川駅周辺半径約250m、西国立駅半径約150mの特定地区では、路上喫煙は禁止となっています。</p> <p>喫煙対策につきましては、条例の周知や喫煙者のマナー向上を図るため、地域や事業者と行政で組織された立川市喫煙マナーアップ実行委員会による喫煙マナーアップキャンペーンの実施や路面シート等を活用した周知啓発、立川駅周辺の清掃業務や喫煙マナー指導員による啓発等に取り組んでいます。（喫煙マナーアップキャンペーンは、平成31年度年間で13回の実施。路面標示シートは、令和2年6月末現在、立川駅周辺で300枚程度設置済。）</p> <p>また、受動喫煙やポイ捨て、喫煙禁止エリアでの喫煙の防止につながる、受動喫煙に配慮したコンテナ型の喫煙所を令和3年度末に立川駅北口南口に設置できるよう調整を行っています。</p>